

1. 件名: 国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所の核燃料物質使用変更承認申請に係る面談
2. 日時: 令和4年7月14日(木)16時00分～16時25分
3. 場所: 原子力規制庁10階南会議室 ※テレビ会議により実施
4. 出席者  
原子力規制庁  
原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門  
真田安全審査官、本多主任安全審査官  
国立大学法人京都大学複合原子力科学研究所  
安全管理本部長 他2名
5. 自動文字起こし結果  
別紙のとおり  
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
6. 提出資料
  - ・特別核燃料貯蔵室の核燃料物質の払出について
  - ・特別核燃料貯蔵室の補正方針について
  - ・京都大学複合原子力科学研究所核燃料物質使用変更承認申請書について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	はい。原子力規制庁の本田でございます。そうしましたら京都大学空さんから出されています核燃料保守の使用変更承認申請書について、
0:00:14	事前に資料をいただいていますんで簡潔に結構なので、ご説明をお願いいたします。
0:00:22	はい、京都大学の高橋です。よろしいでしょうか。はい。
0:00:26	はい。それではですね本日の資料としてですね、特別核燃料貯蔵室の各電力所の払い出しについて、あと特別核燃料貯蔵室の補正方針について、あとは前回の資料のですねリバイス版ということで、
0:00:43	三つの資料を用意させていただいております。まずは払い出しの件についてご説明差し上げたらよろしいでしょうか。はい。お願いします。はい。それではですね京都大学神戸商科研究所の特別確認の貯蔵室の核燃料物質の払い出しについてと、
0:01:00	ということでご説明差し上げます。資料はすでにお読みいただいているということで簡単に説明さしあげますと、当間日米の合意に基づいてですね、
0:01:11	私たちの事業所から高濃縮ウランを払い出すということで順次作業を進めておりました。
0:01:17	当初特別核燃料貯蔵室に保管されている高濃縮ウランの返送作業に先立ちまして、
0:01:27	えーとですね管理区域の変更を行うということで変更申請を提出させていただきましたが、その後の規制庁さんとの議論により、
0:01:37	1時間に区域の設定で、作業を行うことが可能であると判断したため、管理区域の設定変更を行う必要がなくなりました。
0:01:46	なおですね、僕、使用済み燃料の処分の方法という欄がございますが、当該核燃料物質は、
0:01:54	使用済み燃料に該当しないため変更の必要ないと考えております。また、鴻巣からの返送先はですね、我が国等原子力の平和的利用に関する協力のための2国間協定を締結している米国のDOEの
0:02:08	関連施設にですね、送るため、原子力の平和の利用の目的以外に使用される恐れはないというふうに判断しております。
0:02:17	高濃縮ウランの輸送に先立ちまして原子力規制庁は、元ですね経営材産業省国土交通省等には、必要な申請書を提出して、承認または許可を終えております。
0:02:30	実際の作業に関わりましてですね保安規定に沿って、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:36	汚染拡大防止措置をとりながら、移送容器に収納して泊運搬確認申請を関係。
0:02:44	官庁に提出をしております。
0:02:47	その他関連する核セキュリティはですね保障措置上の書類というのものですので提出をしております。なおですねこれらすべての申請手続きに関しては主要施設変更承認申請の記載内容について問われるというようなことはございませんでした。
0:03:04	以上のことから、貨物の高濃縮ウランの取り扱い輸送及び輸送輸出に関わる各申請は、保安規定及び法令規制上のすべての要求に従って行われ問題はなかったと判断しております。
0:03:18	以上、谷口の払い出しについてのご説明と、説明となります。
0:03:23	このまま続けさせていただいてよろしいでしょうか。はい。続けてお願いいたします。
0:03:29	この払出し2を受けましてですね特別核燃料貯蔵室の補正方針というものを示させていただいております。
0:03:37	現在申請をしております仕様変更についてですね、仕様変更の特別核燃料貯蔵室に関わる一部補正について、資料の通り補正申請というのを行いたいと思っております。
0:03:50	まず一つ目が使用の目的及び方法ということで、
0:03:55	使用の目的の方、目的と使用の方法からですね、該当する高濃縮ウランの記載を削除したい、天然ウランのウランコンバーターのみとしたいというふうに思っております。
0:04:06	2番、核燃料物質の種類として、濃縮ウランの記載を削除する。
0:04:11	予定期間及び年間予定使用量につきましても、現在、施設ごとの
0:04:17	すみません、予定使用期間を変更するとともにですね、施設ごとの濃縮欄の記載を削除したいと思っております。
0:04:24	4ですね核燃料物質の貯蔵施設の位置構造及び設備としてですね、
0:04:31	から容器ですねドラム缶型輸送ゆす貯蔵容器をですねから容器ということで記載をさせていただきたいと思っております。
0:04:41	5ポツで閉じ込めの機能遮へいその他の事項に関する説明等ございますが、こちらは年間予定使用量の減量に伴いまして被害等説明を合わせた記載に変更したいというふうに思っております。
0:04:54	他はですね図の適正化後は実効線量評価の見直し、あとは共通部分の集約化と、新規制基準に合わせた様式の変更という記載の適正化を考えております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:09	以上の内容をですね補正申請といたしましてですね、
0:05:13	このヒアリングで確認をいただいた後、直ちに補正申請を行いたいというふうに考えております。
0:05:21	これが二つ目の資料に関しての説明になります。
0:05:24	そして最後がですね先日、ご説明差し上げました資料についての修正版ということでお話をさせていただきたいと思います。
0:05:34	資料、質問 1、飛ばして延ばさせていただいて質問に、
0:05:38	目的番号の 234 にある、臨界実験装置等の等とは何を指すのかと、いうことなんですけれどもこちらの回答といたしまして、
0:05:48	臨界実験装置は研究用原子炉であるため、未臨界体系であっても原子炉を安全に制御するための各種設備を用いた体系を構築し、原子炉施設保安規定に基づいた手続きを経て実験を行う必要がございます。
0:06:01	今回、既承認の範囲で、原子炉燃料を用いることなく確実に未臨界であることがわかっている天然ウラン、
0:06:09	及び今回追加する少量のウランモリブデンも含めますが、を使用する体系で、臨界実験装置の制御設備等を用いずに実験を行うことを明確にするため、
0:06:20	実験目的の項目に臨界実験装置等々等を加えることといたしました。
0:06:26	質問 3 は割愛をさせていただきまして最後質問 4 ですね、管理区域の評価点はどこかということで、前回説明を差し上げましたが、図が足りていなかったということで、
0:06:39	今回評価点のんところを図示させていただいております。以上、京都大学からの説明となります。
0:06:49	規制、規制庁の本多です。説明ありがとうございました。ちょっとこちらの方からちょっと幾つか確認事項等ございますので、
0:06:58	あとお粗末。
0:07:08	えーっと、
0:07:10	ではちょっとこちらから 4 点ほどお伝えしたいと思います。
0:07:15	一つ目はもうちょっと結論から申し上げますけれども、昨日の面談でも補正、
0:07:21	2、等進めことを、
0:07:24	蟹江さんの可能なのかっていう話をお伝えするということでしたけど補正案を準備ができているということなので、
0:07:31	持たしていただく、出すことには全く問題がないと思っておりますので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:37	スケジュール通り対応していた、いただくということでこちらとしては差し支えありませんけど、京大さんとおっしゃるんでしょうか。
0:07:50	共同大学の高橋です。ありがとうございます。それでは
0:07:55	すいません。
0:07:57	はい。京都大学の三澤です。よろしくお願いいたします。まず内部の手続き的にですねこの内容につきましては、関連する
0:08:10	各責任者、それから所長、副所長等の了解を得て、この方針で補正補正申請をすると、いうことを決定しておりますので、
0:08:22	我々としては手続き的には出せる状態になるとなっているというふうに思っております。はい。
0:08:28	わかりました。なんでここもう結論から固定のプロセスに入っていたかくこと自体はもう全く、何か異論があるとかそういったものはありませんので、その旨、
0:08:41	お伝えさせていただきます。
0:08:46	2点目なんですけれども、
0:08:50	今回米国に払い出したということについての適切性っていうのは説明いただいたので、何か今資料見てる限りに於いて、
0:09:02	何か手続きに抵触してるようには思えなかったので、
0:09:06	何か改めてこちらから、
0:09:09	申し上げることはないのかなとは思いますが、一方で
0:09:14	新たな核燃料物質を受け入れる、
0:09:18	ということについてはこれは変更許可、
0:09:21	が必要なので、
0:09:23	くれぐれもその変更許可を得てないのに、不許可で使用するということになると、これは
0:09:33	何かしらの措置が発すると思いますので、くれぐれもその許可を経てから使用する。
0:09:42	ということですねそれは
0:09:44	しっかり守っていただきたいと思います。その許可を、ずして使うと、こう強化しようであるということになって、
0:09:52	何かしらの措置が発生すると思いますのでそこは
0:09:56	核燃料物を受入れることによっていろいろなところと調整とかもされてるのかもしれないですけども、
0:10:04	そこはしっかりスケジュール管理を、
0:10:07	していただきたいというふうに思いますその辺いかがでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:13	はい。京都大学の三沢です。今ご指摘の通り、許可を得る前に使うという事は一切ないと考えております。実は昨日なんですけど夜、
0:10:24	米国DOE、それからこれ今、実際、ウランモリブデン新しいものを今保管してるのはフランスなんですけど、そちらの方とですね面談をしまして、
0:10:36	今回のことについて相談をさせていただいております。で、許可を得る、許可を得るのはいつごろになってそれに合わせてこちらに輸送すると。
0:10:48	いうことも十分、それから輸送業者も含めてなんですけど、相談しておりますでそのようなこと、要するに福岡の状態、こちらに受入れると言うことは絶対ありえないということで、絶対ないということで、
0:11:03	相談もしております。ご指摘の通り、そのようなことは絶対ないようにしたいと思っております。以上です。はい。
0:11:10	了解しました。
0:11:12	もう1点はですね今回の事案も、我々の中で挙げて、こういったことがありましたと。
0:11:21	ということで、お話を挙げましたけれども、
0:11:27	やっぱり議論になったのがその
0:11:29	規制庁と、兄弟とで、ちゃんと、
0:11:35	共通認識取れたのかとか、
0:11:37	スケジュール感とかをしっかりと共有できていたのかとかそういったものが、
0:11:44	問題があったんじゃないかと、いう話がありまして、
0:11:55	もうこの紙に書いてもらってる通りですけど、
0:11:59	審査の経緯としてはですね、最初はその米国に払い出しますということで、そういう変更の内容なんですけど、いうことを聞いて、
0:12:10	管理区域を拡大するという事なので、位置構造設備の変更を伴う、
0:12:15	ものであると、いうのを聞きました。その過程において、
0:12:20	当然その米国に払い出すということであればスケジュールの話とかもあるだろうから、保安規定の変更も必要になりますということなんで、
0:12:31	極力合理化するにはどうするかっていうことで、
0:12:35	金貨の規定で、
0:12:37	1時管理区域設定の話がありますと。
0:12:40	ということがあったので、この章に一本でいけますね。
0:12:46	その審査の過程においてその

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:50	事業所外への払い出しについては 531 号要件、平和利用との関係で説明できるようにする。
0:13:00	べきじゃないかという指摘があって、京都大学としてもそう、そこに対して何か異論があったわけでもなくて、その方向で、
0:13:10	進んでいたものと言え、
0:13:14	思ったところ、そうではなかったという話になったのかなというふうに思います。なんでその、
0:13:21	これ審査なので、別にこちらが言った方が正しいというわけではなくて、大学側としていやいやそうじゃなくてこういう読み方がありますとか規制庁さんが言ってることがおかしいんですということであればそれは言ってもらって、普通にこう、
0:13:35	ちゃんとコミュニケーション取れればいいわけだと。
0:13:38	思うんですね。
0:13:39	なのでその、
0:13:44	ですね。
0:13:45	従って、
0:13:49	こちらから指摘して、それをちゃんと組織内でちゃんと共有して、
0:13:58	共通方針とするのかしないのかっていうのが、多分そこは不十分だったんだろうなというふうに思います。
0:14:06	なんで、あれ、一方の担当者にとっては、その方向で進めたんだけど本当に、
0:14:11	所内全体の共通方針になっているのかどうか、今日所内全員議論したところやっぱりこの規制庁の意見ではなくてこの方法で、もうすでに米国に返還してるわけですから、米国に返還するという対応でいいんじゃないかということであれば、
0:14:27	中で検討した結果としてこうだったんです。従ってこういう段取りで進めますっていうのが議論できるはずなんですね。
0:14:34	なのでその、
0:14:36	もちろん所内全員の人が出る必要はないと思うんですけど、ちゃんとその
0:14:42	規制庁との間であった議論を、持ち帰ってもらって組織の中で共有してもらって、特にクリティカルな話ですよ今回、いろんなところと、
0:14:53	調整が入って担当者レベルで対応できればいいんですけど、いろんな、
0:14:59	事象なり関係各所と調整が発生したりスケジュールの話があるのであれば、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:04	ちゃんと省内で議論して、共通方針として、
0:15:08	間違いがあったり、我々申請者と者と社員ですってことあればしっかり 言ってもらって、
0:15:14	我々もそうであれば納得できるものであれば、全くその通りですねとい うふうになりますのでちょっとそこが、
0:15:24	今後の検討課題なのかなというふうに思いますので、我々もその支援者 も全員出てるわけではなく代表の審査が出ててそちらも審査の担当者 の方が出て、バックにはいろんなその意思決定をする人が控えてると思 うんですけど、
0:15:40	双方にいえることですが、よくちょっと、組織内で議論して共通方針 をPHITSして、
0:15:49	対応すると。
0:15:51	というのが、
0:15:56	中央、
0:16:02	あったのではないかとというふうに思います。
0:16:06	この辺についてはいかがでしょうか。
0:16:15	小高ミサワです。
0:16:18	すべてご指摘の通り、いいかと思います。今回の件につきましては、先 日丸所長を交えてですね、
0:16:29	今後の対応も含めて、それから公募っていうか今回の対応それから、今 後の中での進まある意味組織も含めてですね、
0:16:39	何か問題があったらろうと、いうことは共通の認識でありまして、
0:16:46	どのようにですねこういうことが起こらないようにすべきかということ も、所長とも相談しているところでございます。
0:16:57	本当にこちら、今回の件は、我々の中
0:17:02	情報共有というのが不十分だったと言うことは、本当に我々反省しなけ ればいけないことだと、いうふうに思っております、
0:17:12	当部内部のですね、組織をちょっとしっかりと見直すということはもう すぐにでも返したいというふうに思っているところでございます。
0:17:23	本当にご指摘どうもありがとうございます。今後このようなこと、帝京 大学してないように、確実に申請等の業務を進めていきたいと考えてい るところでございます。
0:17:35	以上です。
0:17:36	了解いたしました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:17:38	ですね、もちろん手続き上の不備があればそれは手続き上の不備であるとかコンプライアンス違反とかいろいろあると思いますけど、そういったものを、
0:17:49	は当然ですけど今回はその審査の、
0:17:53	進め方とか、そういう話で今後も、我々と京都大学さんとの間においては、私たちは使用担当ですけども、
0:18:03	今後の申請案件を多くあってですね。
0:18:06	規制対応っていうのが
0:18:09	特段安全上の問題は何かあるとは決して思ってませんが、
0:18:13	手続きとして書面の対応とかっていうのはどうしてもありますので、その規制対応が今後続く限りにおいては、ちょっと、今回何か
0:18:25	手続き上の不備があったわけじゃないですけども、
0:18:29	何ていうんでしょうかね、
0:18:35	よくある話なのかもしれないんですけども、
0:18:39	よくちょっとコミュニケーションなり関係者ちゃんと共有しながらやっていうのを、ちょっと今後やると、次回以降の申請にも繋がると思いますので、
0:18:48	発言いただいた内容にもありませんけれども、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。
0:18:53	はい。今日大分ミサワです。今現在、うちは京都大学規制庁さんと5件の申請が並行して動いておりまして、設工認が3件それから設置申請が1件と、今回、
0:19:10	そのあたりですねちょっと人の配分といいますか、十分にうまくいってなかったというところは本当に反省だと思っております。ご指摘の通り、
0:19:20	今後申請案件はまだまだ続くことありますので、こういうことは、しっかりと対応したいと、我々の組織をしっかりと見直してですね、対応するようにさせていただきたいと思います。今後ともどうかよろしくお願ひいたします。
0:19:34	心配します。
0:19:36	最後にはちょっとどの事業者さんにも申し上げているものですけどもそのスケジュールの話があつてですね。
0:19:44	当然皆さん申請を出されるときには、申請の希望時期っていうのは必ずあつて、工事を伴うものであるとか対外的な対応があるとか、
0:19:55	いろんな手続きがあるので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:58	希望時期というのは皆さんあるんです。なので、我々も当然、手続き上不備がないことを確認した上で、
0:20:08	許可なり承認をするというものに尽きるんですけども、当然スケジュールがある話なので、
0:20:15	スケジュールを横目に見ながら、やってるっていうのが実際なのであります。
0:20:22	等しく申し上げてるのは審査にあたってまず申請をされると、我々も審査担当を設けて、審査担当の人が内容を確認して、
0:20:35	申請書の内容を確認して、必要であれば、ヒアリングで事実確認をして、
0:20:40	不足があると考えられるならばそれを議論して、補正のプロセスに入って、
0:20:47	という話があるんですね。従ってその、我々が申請書を読む期間で審査でヒアリングをする機関で、ヒアリングにおいては、我々が指摘をするのがあれば、
0:21:00	事業者の人がさらにやり直すっていう期間もあって、
0:21:04	補正を作るときには補正を作るっていう期間もあって、申請が受理さ、補正が出てくると、補正の申請の中身を確認するっていう期間も我々どうしても必要なんですね。
0:21:17	かつ、
0:21:19	使用については長官専決ですけども、長官まで説明おっしゃり金井の管理職のクリアをとっていくっていうのがありますので、一般的には1ヶ月を要すると。
0:21:31	いうふうにどの事業者さんにも一律申し上げてます。これはもう平均してやっぱ1、
0:21:38	2ヶ月、
0:21:41	ありますさらにする場合によってはその過程でさらに化し、
0:21:46	浸水はヒアリングをすべきとかその下、補正すべきっていうのもありますので、
0:21:56	なので足、今補正が来るということですけども、
0:22:01	我々も夏休みとかもありますのでやっぱりその1ヶ月とか、そういったものは、かかるんだろうなというふうに、ちょっと想定していただきたいですけどもその点はいかがでしょうか。
0:22:26	はい。京大の三沢です。ご指摘の通りだと思います。昨日フランスと

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:34	面談をした時です。ね相談したときも、一つ目安としては今言われた1ヶ月。
0:22:41	というのは一つの目安かなということで、先方にも先方にもそのように伝えております。
0:22:46	我々としては
0:22:49	早くということをお願いしたいところではございますが、通常通りの手続きでそのぐらいかかるということは承知しておりますので、すみません。明日、
0:23:01	提出した以降、手続き等、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。
0:23:07	はい。
0:23:09	私から以上になります。
0:23:13	規制庁の本多です。
0:23:18	京都大学さんから何か加えて何かございますか。
0:23:44	筐体から特にございません。はい。
0:23:48	規制庁の根田です。そしましたら
0:23:52	面談をです。ね終わりにさせていただきたいと思ひます。ちょっと
0:23:58	終わりにさせていただきたいと思ひます。補正申請の件はちょっと引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。
0:24:07	それでは終了いたします。どうもありがとうございます。ありがとうございました。引き続きよろしくお願ひいたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。